

## 一般社団法人明専会代議員選挙規則処理基準

(総則)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「当法人」という。）代議員選挙規則（以下「規則」という。）の第5条、第11条および第14条を処理するための手続きを定める。

(選挙の告示)

第2条 規則第5条第1項第2号の選挙の告示は、次の各号に関する内容を明専会報あるいは当法人のホームページに掲載する。

- (1) 選挙すべき代議員の定数
- (2) 選挙日程（告示日、代議員立候補受付期間、投票期間、開票期間等）
- (3) 代議員立候補届出の様式
- (4) その他選挙管理委員会が選挙に必要と判断した事項

(代議員立候補届出用紙)

第3条 規則第11条第3項の代議員立候補届出の様式は、様式1号による。

(投票用紙)

第4条 規則第14条第2項の投票用紙の様式は、様式2号による。

附 則

- 1 この基準は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 これにより、平成22年5月8日の理事会で決議した社団法人明専会 代議員選挙規則実施基準を廃止する。
- 3 平成26年2月6日 様式分離